

## 平成30年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水) 午前10時から10時26分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 特定農地貸付けの承認に関する件

第4 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番、小室委員、5番、町田修一委員をお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事ですが、議案第3号は先ほど撤回されました。よって、本日の議事は議案第4号特定農地貸付けの承認に関する件、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件の2件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第4号 特定農地貸付けの承認に関する件を議題といたします。

議案第4号番号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第4号について説明いたします。

議案第4号 特定農地貸付けの承認に関する件について説明いたします。平成30年4月11日付横振第67号にて、横瀬町長より、特定農地貸付けの承認申請が横瀬町農業委員会会長宛てにありましたが、この申請に係る承認の是非を農業委員会で審査するものでございます。

具体的に説明いたしますと、農地の所在、大字横瀬字参番753番1と757番1の農地を横瀬町が、いわゆる市民農園として整備し、町内・町外の方を募って農地の貸し出しを行うといったものになります。

実際に貸し出す面積は、756平方メートルのうち720平方メートル、315平方メートルのうち270平方メートル、合わせて990平方メートルが実際に貸

し出す面積になります。区画数は9区画と3区画の合計12区画となります。

募集の方法は一般公募で、借り受け対象者が多数の場合は、抽せんにより借り受け者を決定いたします。また、貸付期間は1年間で、更新により最長5年間まで貸し付けができます。

賃料は、1回の貸し付けにつき、1区画当たり3,000円で、権利の種類は賃借権の設定となっています。

このたび市民農園が設立されてから5年を経過したことから、特定農地貸付けの期間更新のため、農業委員会の承認をいただきたいとさせていただきます。

以上で議案第4号について、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

議案第4号について質疑に移ります。皆様のご意見をよろしくお願います。

7番。

木崎委員 この規定につきましては、平成23年に当初規定をつくり、それで平成29年に改正ということになってはいますが、改正した箇所というのがわかったら教えていただきたいと思えます。

議長 事務局。

事務局 規定第1条の1行目の一部に「この告示は、特定農地貸付けに関する農地法等の特定に関する法律」とございますが、今申し上げました「特定」の部分が、これを「特例」に直しました。それと、第5条になります。こちらは賃料でございますが、1区画当たり従来年間2,000円でしたものを3,000円に改めました。その2点でございます。よろしくお願います。

議長 7番さん、よろしいですか。

他にございませんか。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、質問させていただきます。

今までうららか農園という名称でこの土地は根古屋地区にありまして、私の地域としてもこの状況は見ておりましたが、市民農園という名称でいろいろ処理上でやっておられるようですが、名称はどうでもいいのですが、うららか農園ということは、それは消えたのかどうかお聞きしまして、その後で2点目なのですが、最後の施行の期日絡みなのですが、平成の29年4月1日から施行するというふうになっておりますが、農業委員会

の承認があった日から施行ということで、今回承認を受ける状況から見ますと、この規定が29年ではおかしくないのか、そこを聞かせてください。施行日が30年であれば合うかと思うのですが、そこが確認したいところです。よろしくお願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、名称の件でございますが、この農園の正式名称は、ブコーさんのうららか農園という名称が正式な名称でございますが、市民農園とは一般的にこういった施設の言い方をしておりますので、俗称として市民農園ということでは言わせていただきました。正式名称は、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、先ほどご指摘のございました29年4月施行の件でございますが、この経緯でございますが、これは行財政改革の面から指摘を受けまして、賃料がそれまでは2,000円だったものでございますが、この農園を運営するに当たり、賃料が安過ぎるのではないかという指摘を受けまして、29年4月に3,000円に引き上げたというものでございます。

それで、先ほどのご指摘もありました更新につきましては、今回から5年間の更新をいただきたいという、そういった主旨の議案でございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 9番。

岸 岡 委 員 9番ですが、今の説明で私が聞きたいのは、施行日がミスなのかどうか、そこをはっきりしていただきたいと思ひます。農業委員会を通らずに処理が済んで、今回1年後にこれができるというようにしか見えないお話ですので、それはまずいのではないかと思ひますので、もう一度答弁願ひます。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいまの再質問にお答えいたします。

ご指摘のございました、規則の施行日が平成29年4月1日となっているということに関してでございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、行財政改革の面から指摘がありまして、先ほどの賃料から、2,000円から3,000円に上げたものでございますが、この部分につきましては、農地を借りる方は1年ごとの更新、1年で借りるという期間になっておりまして、まず賃料の値上げにつきましては、借りる方へのご理解をいただひて行ったものでございます。

そして、先ほど申しあげました行財政改革の指摘を受けまして例規を見直したものでございます。こちらにつきましては、町の中の処理で正しいものであったと理解しております。よろしく申し上げます。

〔何事か声あり〕

議 長 事務局。  
事 務 局 岸岡委員さんのただいまのご質問に対して、補足説明をさせていただきたいと思えます。

うちのほうの市民農園、うららか農園ですか、ブコーさんのうららか農園につきましては、先ほど逸見が申し上げますとおり、1年の更新ということにさせていただいています。最長5年ということになっておりまして、例規の改正については、期間内ではありましたけれども、4年目ということで、例規のほうは2,000円から3,000円に変更させていただきたいということで、例規の一部改正をさせていただいたわけでございますけれども、この承認と例規の変更というのは、施行期日というのは異なっておりまして、今回の承認については前回の5年間の継続ということで、ことしの4月から5年間また承認をいただきたいものでございますので、例規につきましては29年の変更したとおりで、今後5年間お世話になるわけですが、ただ金額的には大分経費も多くかかっているわけでございます。今回5年たつことによりまして、電気柵等をまた張り直しとか、全部行ったわけでございます。

そういうこともございますので、今後また金額の変更というのは、その都度収支に合わせたような形で変更になる場合もあるかと思えますけれども、その例規と今回の承認の施行日につきましては、先ほど申し上げたとおり、期日は変わっておりますけれども、例規については継続していくことになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議 長 よろしいですね。  
他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

上程中の議案第4号について、事務局説明どおり当該申請を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございます。

よって、議案第4号 特定農地貸付けの承認に関する件につきましては、申請のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第4、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、台帳地目は田、現況地目も田で、面積は365平方メートルでございます。

譲受人は、議案書にございますとおり、タイ国に在住の方です。現在は仕事の都合でタイ国に住んでおりますが、近く帰国し、定年を迎えるとのことでございます。譲渡人は、秩父市在住の方でございます。申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

資料を2枚めくっていただきまして、案内図で場所についてご説明いたします。この地図の上半分の縮尺の大きいほうの図に、申請地と記載された場所がございます。具体的な場所ですが、坂氷交差点の近くの農協直売所から北に約50メートルのところが今回の申請地になります。この農地について、今回使用貸借権の設定を行い、住宅用地に転用したいという申請でございます。農地区分は、周辺に住宅が散在している区域の理由から、第2種農地であると判断されます。

なお、当農地は、農振農用地でございましたが、昨年10月の農政推進総合協議会におきまして、審議の結果、その後の処理を経まして、農振農用地から除外をされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員。

小河推進委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第5号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日に補助農業委員の今井委員と同行し、現地及び申請図書の確認

をいたしました。申請内容は、ただいまの事務局の説明どおりでございます。申請地は、ただいま休耕中で管理のみの状態でありました。そこは、道路状況もよく、排水路の状況もよく、隣接農地はなく、影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の6番、今井委員をお願いします。

6番。

今井委員 6番、補助委員の今井です。

ただいま小河推進委員に説明していただいたとおり、周りが駐車場、道路、住宅と囲まれておりまして、隣接する農地等ありませんので、差し当たって問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で担当委員及び補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

9番。

岸岡委員 書類上の正しさを確認させていただきますが、現況の地目について、申請書類については休耕ということで書いてありますが、片方のもとの資料は、田んぼということで書類がなっているので、ちょっと整合性がないので、どちらかに合わせて、実情に合わせたあれを整理した書類にさせていただきたいと思いますが、もう一度事務局のほうを確認してみてください。

議長 事務局。

事務局 ただいまのご質問に対しまして回答いたします。

今ご指摘いただきました地目の件でございますが、確かに現況が休耕となっておりますが、こちらのところは議案書に合わせまして、現況を「田」と直すようにいたします。それらの処理をいたしたいと思います。

そして、なおかつ許可申請書の利用状況という欄に休耕とございますので、これをもって、地目は田であるが、利用状況は休耕であるということにいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔なし〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第5号につきましては、許可相当とする  
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成です。

よって、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に  
つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定  
いたしました。ありがとうございます。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発  
言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長におい  
て整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし  
て閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時26分)